

平成 25 年度末に中期目標期間が終了する法人の
新中期目標（案）等の検討状況

○ 海洋研究開発機構

主な業務	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度
・海洋に関する 基盤的研究開発 及び学術研究に 関する協力等	<p>1. 役割の明確化及び研究内容の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法人が保有する施設及び設備に基づく独自の役割を次期中期目標において明記。 その役割及び他の研究機関の研究内容を踏まえ、本法人が真に担うべき研究を次期中期目標において明記、当該研究に重点化。 	<p><海洋・地球環境変動研究開発></p> <ul style="list-style-type: none"> 研究船を始め、漂流ブイ、係留ブイ等、機構が有する高度な観測技術や4次元データ同化技術等の先駆的な技術を最大限に活用。 中緯度域の気候に影響を与える熱帯域気候システムを理解するため、太平洋・インド洋熱帯域及び海大陸において大気-海洋-陸域観測を実施し、モンスーンやマッデン・ジュリアン振動、インド洋ダイポールモード現象等、この地域特有の短期気候変動現象が沿岸域や中緯度域に及ぼす影響やそれらと集中豪雨等の極端な気象現象との関連を把握。 特に豪雨等の研究対象については平成26年度に最適な観測拠点を構築。平成27年度には本観測を実現。 	平成30年度
	<p>2. 具体的な目標設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 達成すべき内容や水準等を具体的に明記した上で、可能な限り定量的な指標を設定。 		<p>「独立行政 法人改革等 に関する基 本的な方針」 (25.12.24) の主な措置</p>
	<p>3. 契約の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を行うとともに、その状況を公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等を行い、その状況を公表。 内部監査及び第三者により、適切なチェックを受けることで、契約の改善を推進。 	○研究開発型の法人

主な業務	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度
<ul style="list-style-type: none"> ・資力が乏しい者を対象にした無料法律相談や訴訟代理費用の立替え等を行う民事法律扶助業務 ・法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために、地域事務所の設置等を行う司法過疎対策業務 	<p>1. 独法通則法の枠組みに沿った目標等の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期中期目標において、本法人が実施する事務及び事業の必要性のみでなく、身近で頼りがいのある司法を実現するための目標や達成すべき水準を具体的かつ定量的に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的で効果的な業務運営を実施するため、可能な限り具体的かつ定量的な目標を策定。 <p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供業務：コールセンターの応答率90%以上 ○国選弁護等関連業務：裁判所への候補者通知に要する時間を短縮するため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間を設定（例：被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内） 	平成29年度
<ul style="list-style-type: none"> ・国選弁護人候補等の指名及び裁判所への通知等を行う国選弁護等関連業務 	<p>2. 民事法律扶助立替金の管理・回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立替金の回収については、これまで実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用し、より効率的かつ効果的な取組を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理システムの導入によって得られたデータを活用し、被援助者の属性や立替金等の償還状況を分析し、その償還の滞納の理由・事情に応じた効率的かつ効果的な立替金等債権等の管理・回収を図るため、コンビニエンスストアを利用した償還体制を整備する、被援助者と連絡を密にし、生活状況に応じ償還月額を調整するなどの取組を実施。 	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(25.12.24)の主な措置</p>
	<p>3. 司法過疎地域事務所における業務量の把握・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部において司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、設置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上、これを踏まえた必要な見直しを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・司法過疎地域事務所ごとに取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上、業務量を踏まえた必要な見直しを実施。なお、業務量によりがたい存置については、その必要性について説明責任を担保。 	—

○ 中小企業基盤整備機構

経済産業省

主な業務	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度
<p>・ ビジネスマッチング、ファンド組成、インキュベーションによる事業化支援</p> <p>・ 支援機関の支援機能の向上や支援機関職員等に関する研修の実施</p> <p>・ 経営力強化等に役立つノウハウ等の情報提供</p> <p>・ 再生協議会支援、再生ファンド、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、震災復興支援等</p>	<p>1. 地域支援機関との連携・協働による助言・支援業務の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> 助言・支援業務により培った支援ノウハウの地域支援機関への移転を進めるなどにより、引き続き地域支援機関の支援機能の向上及び強化を支援し、中小企業政策の中核的实施機関として、より難度が高く、より専門性の高い業務に重点化。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域支援機関等との連携・協働を一層強化し、全国的な支援体制を強化するための役割を果たし、機構が行う各種助言・支援業務については、これまでに培った支援ノウハウの地域支援機関等への移転を進めるなど、引き続き地域支援機関等の支援機能の向上及び強化を支援し、中小企業政策の中核的实施機関として、より難度が高く、より専門性の高い助言・支援業務などに重点化。 	<p>平成 30 年度</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(25. 12. 24)の主な措置</p>
	<p>2. ファンド出資事業の情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府出資金を原資とする事業の適切な評価に資するため、出資履行金額、分配金額、出資金損益の年度データ及び累計データを事業報告書で明示。 	<ul style="list-style-type: none"> ファンド種別ごとの出資履行金額、分配金額及び出資金損益の年度データ及び累計データを事業報告書で明らかにし、透明性を確保。 	<p>○中期目標管理型の法人</p>
	<p>3. 中期目標の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の海外展開支援事業及びインキュベーション事業について、従来アウトプット目標等に加え、我が国の経済成長への貢献度を測るアウトカム目標を設定。 	<p><海外展開支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 目標：海外展開に潜在力のある中小企業・小規模事業者を中期目標期間中の早期に 3000 社以上発掘 成果の評価：支援終了 2 年経過後の支援先の売上高、経常利益、従業員数（国内）の増加率について調査により実施 <p><インキュベーション></p> <ul style="list-style-type: none"> 目標：施設退去時において施設入居者全てが事業化し自立化すること 成果の評価：支援終了 2 年経過後の支援先の売上高・経常利益・従業員数の増加率について調査により実施 	

○ 環境再生保全機構

環境省

主な業務	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害に係る健康被害の補償及び予防 ・ 民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援 ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援 ・ 廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理 	<p>1. 存在意義の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の業務について、環境省の政策目標や業務を取り巻く現状を中期目標に記載の上、本法人の必要性とその役割を明確化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構においても、公害問題から地球環境問題までの多岐に渡る課題の解決に向け、以下のとおり、これまでのノウハウを最大限活かした、業務横断的な視点による無駄のない効率的かつ迅速適正な業務運営が求められている。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公害等による健康被害者への対応 2. 民間団体による環境保全活動等の持続的発展に向けた支援への対応 3. 事業の原資となる資金の徴収・運用・分配等への対応 	<p>平成 30 年度</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(25. 12. 24)の主な措置</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理 	<p>2. 承継業務の業務量減への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務量減に応じた組織の縮減を検討し、次期中期目標期間終了時までには結論を得ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、業務の進捗状況に応じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得る。 	<p>○中期目標管理型の法人</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト(石綿)による健康被害の救済 	<p>3. 公害健康被害予防業務の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害健康被害予防業務について、現行中期目標期間までの事業効果を見極め、地域住民のぜん息の発症予防・健康回復に効果のある事業に重点化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実効性を確保する観点から、前中期目標期間に引き続き、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努めるとともに、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、より効果のある事業に重点化。 	

○ 日本学生支援機構

主な業務	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度
<p>・経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与</p> <p>・留学生等に対する学資の支給、各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舍の支援等</p> <p>・学生生活支援に関する有益な活動事例の情報収集・分析、情報の提供等</p>	<p>1. 貸与基準等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、修学を行う上で真に必要な額となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を実施。 	<p>平成 30 年度</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(25. 12. 24)の主な措置</p>
	<p>2. 適格認定制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学等が適切な認定を行えるよう、認定基準を明確化、具体化するとともに、大学等に周知を徹底するものとする。また、これらの措置をとったにもかかわらず、継続的に不適切な認定を行う大学等があった場合には、大学等の名称を公表する等による再発の防止。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学等との一層の連携により、大学等が適切な適格認定を行うことができるよう、「適格基準の細目」をより明確化、具体化し、大学等への周知を徹底。 また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入。 	<p>○中期目標管理型の法人</p>
	<p>3. 機関保証の検証方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 機関保証の債務保証の収支、代位弁済・回収状況の妥当性にとどまらず、将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を公益財団法人日本国際教育支援協会に明らかにさせ、機関保証制度検証委員会等で当該計画の実効性及び妥当性を含めた検証を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに同制度の収支の健全性を確保するため、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、毎年度検証。 	

○ 国立高等専門学校機構

文部科学省

主な業務	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度
<p>・国立高等専門学校設置・運営</p>	<p>1. 国立高等専門学校のミッションの再整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法人本部がイニシアティブを取って、国立高等専門学校のミッションを再整理し、定量的かつ具体的な成果指標を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視野を持って社会の諸課題に立ち向かう、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を養成することにより、高等学校や大学とは異なる高等専門学校の本来の魅力を一層高めるとともに、法人本部が更にイニシアティブを発揮し、ガバナンスを強化。 定量的かつ具体的な成果指標については、「法人本部主催の海外インターンシップの派遣学生数について、前中期計画期間比 200%を目指す」等を設定。 	<p>平成 30 年度</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(25. 12. 24)の主な措置</p>
	<p>2. 学校の配置の在り方の見直し及び学科再編</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法人本部がイニシアティブを取って、51 校の国立高等専門学校の配置の在り方の見直し及び学科再編の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人本部がその機能を発揮し、イニシアティブを取って、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視点を持って社会の諸課題に立ち向かう、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を養成するため、51 校の国立高等専門学校の配置の在り方の見直し及び学科再編を実施。 	<p>○中期目標 管理型の法人</p>
	<p>3. 監事監査体制等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤監事を置き、監事監査体制を強化。あわせて、本法人本部における監査体制の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤監事を置き監事監査体制を強化。あわせて、法人本部を中心として法人全体の監査体制を充実。 	

○ 大学評価・学位授与機構

文部科学省

主な業務	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度
<p>・ 大学等の教育研究活動等の評価及び結果の公表</p> <p>・ 学位の授与</p>	<p>1. 認証評価事業の先導的役割への特化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的役割に特化し、特に、民間認証評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるようにするための取組を実施。 ・ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、本法人自らが実施する認証評価について、その数を段階的に削減し、将来的な廃止を含め、在り方を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の改善に資するため、新たな評価方法の開発等を実施。こうした取組を推進し、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の積極的提供など、先導的役割に特化。 ・ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、その数を段階的に削減し、将来的な廃止を含めた在り方を検討。 	<p>平成 30 年度</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(25. 12. 24)の主な措置</p>
	<p>2. 学位授与事業の運営費交付金負担割合の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料収入の引上げやコスト縮減により運営費交付金の負担割合を下げ、削減目標を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね 5 割程度に引下げ。 	<p>○中期目標管理型の法人</p> <p>○国立大学財務・経営センターと統合</p>
	<p>3. 「大学ポートレート（仮称）」運営に係る目標の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会と本法人との役割分担を明確化した上で、具体的な成果目標を設定し、毎年度厳格な検証を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学ポートレートでは、大学の機能・特色に応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において実態に即した大学像の共有が図られるように努める。当該目標を達成するため、大学ポートレートへの大学の参加状況や、利用者の利用状況や意見・評価等の把握・分析等を行い、その改善に取り組む。 	

○ 国立大学財務・経営センター

文部科学省

主な業務	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度
<p>・国立大学法人等に対する施設整備等のための資金の貸付け及び交付等</p>	<p>1. 組織形態の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立した法人としてではなく、他の法人との一体的な業務実施について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合。統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。 	<p>平成 30 年度</p>
	<p>2. 施設費貸付事業選定の考え方及び指標の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、国立大学附属病院に求められる病院の機能・役割を明確に確認できるものになるよう、施設費貸付事業選定の考え方及び指標について見直しを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 国において、今年度内をめどに素案を取りまとめた上で、平成 27 年度附属病院整備予定事業の内、数件の事業について試行しながら、事業選定の考え方及び指標の見直しの検討を実施。 	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」 (25. 12. 24) の主な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中期目標管理型の法人 ○大学評価・学位授与機構と統合

○ 都市再生機構

主な業務	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度
<p>・既成市街地の整備改善を図るための敷地の整備等</p> <p>・都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等</p> <p>・ニュータウン整備事業等の実施(経過業務)</p>	<p>1. 賃貸住宅ストックの圧縮</p> <ul style="list-style-type: none"> 「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」については、更なる経営改善のため、賃貸住宅経営の環境、将来需要等を総合的に考慮した賃貸住宅ストックの再編・削減目標を設定し、次期中期目標期間中に同方針の内容の見直しを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる経営改善のため、中期目標期間中に、賃貸住宅経営の環境、将来需要等を総合的に考慮した賃貸住宅ストックの再編・削減目標を設定し、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」の内容の見直しを実施。 	平成30年度
	<p>2. ニュータウン整備事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ニュータウン整備事業について、期限(平成30年度)までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進。 期限終了後の賃貸用地(企業向け施設用地等)については、次期中期目標において、管理・処分に関する基本的考え方を明記。あわせて、その具体的な管理・処分方針を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度以降に残った工事を早期に完了させるとともに、残る土地約1,800haについては、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進。 賃貸宅地資産の管理・処分については、金利の上昇による利払い費の増加リスクや、地価下落に伴うリスクに備え、資産圧縮や、資産構成(内容)の見直し、資産の付加価値向上等のアセットマネジメントに取り組むことを基本的な考え方として、中期目標期間中に具体的な管理・処分方針を策定。 	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(25.12.24)の主な措置</p>
	<p>3. 技術研究所の在り方の抜本的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術研究所で実施している調査研究については、技術的に同研究所以外で実施できないものは限られており、同研究所の規模の縮小が可能。 同研究所については、独立行政法人建築研究所との統合を含めた連携強化を一層推進するなど、その在り方の抜本的な見直しを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術研究所を将来的に独立行政法人建築研究所に移管することを検討し、平成26年中に結論を得る。 	<p>○中期目標管理型の法人</p>

○ 奄美群島振興開発基金

国土交通省

主な業務	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度
<p>・ 奄美群島内の中小規模事業者の事業活動に必要な債務の保証及び事業資金の貸付け</p> <p>※奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づき設立されており、同法の期限を平成 30 年度末とする法案を提出中。</p>	<p>1. 法人の業務内容の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 奄美群島振興開発特別措置法が平成 25 年度末に期限切れになることから、政策実施機能を更に向上させるため、日本政策金融公庫等との連携を図るなど、効果的・効率的な業務の進め方について検討を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査体制やコンサルティング機能の強化を図るため、日本政策金融公庫等外部の金融機関等との人事交流、業務連携等を実施。 	平成 30 年度
	<p>2. 保証業務及び融資業務の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証・融資業務について、多額の繰越欠損金及びリスク管理債権比率が極めて高いことを踏まえ、①審査の強化及び債権管理の徹底、②奄美群島の経済情勢を踏まえた融資・保証の限度額等の条件設定などの措置を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 保証・融資業務について、①債権の集中管理の徹底などリスク管理体制を充実・強化、②保証・融資条件については、定期的な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う保証・融資制度の状況等を勘案し、適時適切な条件設定の見直しなどを実施。 	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(25. 12. 24)の主な措置</p>
	<p>3. 財務内容の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 繰越欠損金の可能な限り早期の解消を図るため、次期中期目標に削減目標を明記するとともに、具体的な繰越欠損金解消計画を策定し、公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 保証業務・融資業務における収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定・公表するとともに、同計画の実行を通じて、繰越欠損金を約 8 %削減。 	○中期目標管理型の法人

○ 労働者健康福祉機構

主な業務	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災病院等の設置・運営 ・ 産業保健推進センター事業 ・ 未払賃金の立替払事業 	<p>1. 労災医療と地域医療における役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期中期目標においては、地域医療への貢献についても本法人が果たすべき役割を明確にし、地域の実情に応じた医療を的確に提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、都道府県において策定することとなる地域医療構想の公表時期に併せてホームページ等において公表し、最適な医療提供体制を確立。 	平成 30 年度
	<p>2. 経営改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部主導の下、病院ごとに詳細な繰越欠損金の解消計画を策定。また、国立病院機構等の取組を参考として経営改善を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部主導の下、病院ごとの詳細な繰越欠損金の解消計画を年度計画において策定。 ・ 国立病院機構の取組事例を積極的に取り入れた上で経営改善を進めるものとし、同機構との人材交流などについて検討。 	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(25.12.24)の主な措置</p>
	<p>3. 次期中期目標における新たな目標設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期中期目標では、各病院の機能・運営環境に応じて設定可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書に記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとにPDCAサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績報告書に記載。 	
	<p>4. 産業保健三事業の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の効率化を徹底することにより、重複する業務を極力排除。また、次期中期目標において、ワンストップサービス等により発揮される成果目標を具体的に明記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の管理・事務の簡素化等により事業管理面を効率化。 ・ 小規模事業場からの相談については、地域窓口と産業保健総合支援センターとの連携を密にしてワンストップサービス機能を十分に発揮し、中期目標期間中 148,000 件以上実施。 	○労働安全衛生総合研究所と統合
	<p>5. 管理業務の本部等への集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設数(32 病院等)や職員数(約 2 万人)などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討。 	

○ 国立病院機構

主な業務	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療の提供 ・ 医療に関する調査・研究 ・ 医療に関する技術者の研修 	<p>1. 地域医療への更なる貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用し、地域の課題解決に貢献するとともに、その貢献度について業務実績報告書に記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療へ一層貢献するために、以下の取組を行うとともに、各病院の貢献度について業務実績報告書に記載。 ① 医療計画等を踏まえ、5疾病・5事業及び在宅医療を中心に地域の診療所や他の病院と連携。また、地域連携クリティカルパス、紹介・逆紹介の促進等に努め、地域完結型医療を実現。 ② 重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援、在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制の充実等により、在宅療養を支援。 	<p>平成 30 年度</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(25. 12. 24)の主な措置</p>
	<p>2. 管理業務の本部等への集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設数（143 病院等）や職員数（約 7 万人）などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理業務を本部等に集約化するなどし、国立病院機構全体として管理部門をスリム化することについて検討。 	<p>○中期目標 管理型の法人</p>

○ 医薬品医療機器総合機構

厚生労働省

主な業務	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度
<p>・ 医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済</p> <p>・ 薬事法に基づく医薬品、医療機器等の承認審査</p> <p>・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・分析・提供</p>	<p>1. 新医薬品及び新医療機器に係る審査事務の迅速化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の取組を行うことにより、審査を一層迅速化。 <ol style="list-style-type: none"> ① 新医療機器に係る審査の的確な進行管理 ② 企業側のニーズを的確に把握し、相談業務の在り方について適時の見直し ③ 治験の推進など開発ラグの解消に資する取組への積極的な支援、協力 	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品・医療機器の審査を迅速化し、審査ラグ「0」の実現を目指すとともに、開発ラグの解消支援のため、次の取組を実施。 <ol style="list-style-type: none"> ① 新医療機器等については、標準的な審査プロセスにおけるタイムラインの管理を徹底し、的確に進行管理。 ② 関係業界との意見交換、相談内容の分析等により、開発段階における企業側のニーズを的確に把握し、相談区分の見直しや相談方法の改善等により治験相談等を拡充。 ③ 国際共同治験を推進するほか、厚生労働省が開催する関係会議からの未承認薬等に係る検討・開発要請に対し、積極的に支援・協力。 	<p>平成 30 年度</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(25. 12. 24)の主な措置</p>
	<p>2. その他の医薬品及び医療機器に係る審査事務の迅速化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行よりも短縮した数値目標を設定することや古い申請案件を集中的・計画的に処理することにより、審査を一層迅速化。 	<ul style="list-style-type: none"> その他の医薬品及び医療機器等についても、新医薬品に準じた審査体制の強化、審査期間短縮に向けた目標設定、治験相談の充実等を図り、審査を迅速化。 申請年度の古い改良医療機器及び後発医療機器に係る審査を計画的かつ集中的に実施。 	<p>○中期目標 管理型の法人</p>
	<p>3. 医薬品副作用被害救済制度の効果的な周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的な周知を行うために、今後は医療関係者を通じた患者への周知対策を重点的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 医師、薬剤師等の医療関係者から患者に対して、制度の存在を正しく伝えてもらうよう医療機関従業者の研修の機会等を活用した広報活動等を重点的に実施し、救済制度の認知度を向上。 	
	<p>4. 組織・体制を強化する上で必要な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 体制を強化するに当たっては、部門ごとに現状の業務プロセスや実施体制における課題を分析・検証することにより、課題解消のために必要な改善計画を策定し、これに基づき改善。 	<ul style="list-style-type: none"> 第3期中期目標期間の中間時点をめどに、救済業務部門、審査部門及び安全対策部門の業務実績を把握した上で、部門ごとに業務プロセスや実施体制における課題を可能な限り定量的に分析・検証し、必要な見直しを実施。 	

○ 年金・健康保険福祉施設整理機構

厚生労働省

主な業務	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度
<p>・年金福祉施設等の譲渡・廃止</p> <p>・(独)地域医療機能推進機構への改組準備</p>	<p>1. 地域医療への取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療に積極的に貢献するため、各病院において効率的・効果的な医療提供体制を構築した上、地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じ、他の医療機関等とも連携を図ることにより、地域での取組が十分ではない分野を積極的に補完。 協議会の開催等により、利用者やその他の関係者の意見を参考とし、地域の実情に応じて病院等を運営。 	<p>平成 30 年度</p>
	<p>2. 経営改善への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の病院の実情に応じた具体的な経営改善計画を策定し、次期中期目標にその旨を明記。 	<ul style="list-style-type: none"> 各病院が持つ医療資源、地域のニーズ等の運営環境を分析・検証するとともに、各病院の実情に応じた経営改善の取組を含む事業計画を毎年度策定。 	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(25. 12. 24)の主な措置</p>
	<p>3. 次期中期目標における新たな目標設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期中期目標では、少なくとも次の事項を明記し、病院ごとの実績を業務実績報告書に記載。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域医療への貢献度を測る指標 ② 臨床評価指標 ③ 治験の推進に係る具体的な取組方針及び目標 	<ul style="list-style-type: none"> 本部が各病院の目標管理及び運営実績等に基づく評価を行い、次の目標に係る病院ごとの実績を業務実績報告書に明示。 <ol style="list-style-type: none"> ① 紹介率・逆紹介率、5 事業など地域医療支援機能に関する目標等。 ② 平成 27 年度までをめどに標準的な臨床評価指標を策定し、PDCA サイクルの視点を取り入れた業務改善。 ③ 治験実施病院数及び実施症例数の増加。 	
	<p>4. 新法人の組織・体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を分析・検証し、独立行政法人として適切なガバナンス、財務運営、会計処理等を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を厳格に分析・検証した上で次の取組を実施。 <ol style="list-style-type: none"> ① マニュアルの整備・研修の実施等による業務の標準化、監事監査等の検査態勢の確立等により、適正な内部統制及び会計処理を確保。 ② 法令遵守状況の確認方法の確立、積極的な広報・情報発信、システムの活用による財務状況の分析・経営改善の実施等。 	
	<p>5. 管理業務の本部等への集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> 改組後の施設数（57 病院等）や職員数（約 2 万人）などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間において管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討。 	<p>○中期目標管理型の法人</p>